

〔資料〕

榎尾山 西明寺蔵 月潭道激自筆資料——『明忍和尚行業曲記』 翻刻と解題

関口静雄・高松世津子

【解題】 月潭道激自撰自筆『明忍和尚行業曲記』について

黄檗の禅僧月潭道激（道澄とも、一六三六—一七二三）の自筆資料を翻刻紹介する。京都市右京区所在の真言宗大覚寺派榎尾山西明寺所蔵の『明忍和尚行業曲記』一卷である。その存在は『日本における戒律伝播の研究』（代表稲城信子氏、二〇〇四年三月、元興寺文化財研究所）所載「京都市・西明寺所蔵聖教類」によって知られていたが、榎尾山平等心王院西明寺を再興し、戒律復興を主導尽力した俊正明忍（一五七六—一六一〇）にかかわる重要貴重典籍として長く秘蔵されてきた。

それがこのたび西明寺御住職高岡義寛師の格別の御高配をもって写真撮影等調査を許され、さらに翻刻本文の公表を御許可頂いた。高岡師の御鴻恩に心より謝意を奉る。

当該資料は卷子装一卷。蓋表に「明忍和尚行業曲記」と墨書された木箱に収められている。紙高二七・四cm、全長二〇一・五cm。鬱金色に染められた絹織物の表紙には外題はなく、巻首冒頭に次の内題がある（画像A）。

榎尾山平等心王院故弘律始祖

明忍和尚行業曲記

右の内題に続く本文は各行十七字で全一六二行、末尾に、

皆

貞享丁卯歲嘉平月中浣日

叡山沙門道激月潭和南謹撰

とあり、「衢激」（陽刻）「月潭氏」（陰刻）の方形朱印が捺されている（画像B）。次いで

明忍律師行業讚頌・晋海僧正讚・慧雲律師讚・友尊律師讚

の「讚頌・讚」八十四行が続き、巻尾に「一字月潭」（陽刻）「衢激之印」（陰刻）の方形朱印がある（画像C）。箱書を含めすべて同筆であり、撰者である月潭道激が自筆をもって記し、これを表装し体裁を整えて西明寺に奉納したものと判断できる。

月潭道激が黄檗僧として行実に優れ、加えて詩文・書画を能くしたことは斯界に周知のことであるが、しかしその筆蹟が公表されたことは誠に少なく、わずかに『墨美』「黄檗墨蹟下」（二七八号、一九六八年四月、墨美社）に松蔭堂蔵『硯記』が載り、また熊平源蔵氏編刊『讚観音大士伽陀集』（一九三四年六月、広島観音会）に『祝辞』全文の影印が載り、その片鱗を窺うばかりだったが、今般黄檗山萬福寺文華殿蔵『歳在重光大淵獻暢月初四奠廼』一軸（画像D）・『題妙高亭呈』（歩韻）一軸および消息類など月潭の墨蹟を調査する機に恵まれ、加えて黄檗文化研究所田中智誠師の御教導を得て、西明寺蔵『明忍和尚行業曲記』一卷が月潭の真筆に疑いないと確信した。なお方印四顆はいずれも月潭の高足で篆刻を能くした蘭谷元定の作とみて間違いないようである。

皆  
貞享丁卯歲嘉平月中浣日  
峩山沙門道澂月潭和南謹撰

明忍律師行業讚頌  
有大苾芻師俊正  
簪纓貴族康雄子  
童稚能通詩書典

問世英賢產京師  
駿發恰類千里駒  
錦心繡口富文辭

画像㉑

慎尾平等心王院故弘律始祖  
明忍和尚行業曲記  
律師法諱明忍初名以白俊正其字也產于  
平安城中原氏世為宦族師乃權大外記康  
綱九葉之孫也父諱康雄仕為少內記母某  
氏有淑德師生而穎異處群童中屹然如稚  
松超乎薰葭不與之齊甫七齡父喜其聰慧  
命從高雄山晉海僧正俾習讀內外典伊吾  
上口不煩師授十一歲父喚回家春三月擇  
吉初冠任少內記家兄某才藝劣于師故謙  
為世適師諳韻書善楷字以故每值禁筵聯

画像㉒

歲在重光大淵獻暢月初四莫延  
黃檗開山隱翁老和尚四百八十甲子  
無徼犖敬緞蕪言少申南山之慶仰  
自從寶杖出闔天化被束桑將廿年臨  
勝緣親容生悟如麻葦室中受印亦  
蔚納群賢檀林果結馨沙界檠葉垂陰  
管塵中歲月遷或顯或隱誰可測于  
浩貫華銜口幾千篇片言隻字落人  
兼宸墨寵燁林巒聖澤綿有時松下  
龐眉霜雪潔鏗鏘道骨金玉堅雖非

画像㉓

口唱佛誦怡然而亡神超何所樂率上方  
友尊律師讚  
佛讚昆尼為大乘學勝鬘所宜金文赫奕  
甘蕪後胤孰不敬恪嗟彼狂愚徒自輕忽  
爰有尊師妙齡從釋綉出甲鄉雲遊南洛  
西大隸名久陪律席篇聚開遮礪精研數  
潔白戒身如九臯鶴偶會忍雲締交莫逆  
蔭高山松踞慎澗石志存無為共甘澹泊  
類彼應真品坐自若一旦西歸四衆抱戚  
後八十春遺名藉：我為讚辭太虛丹矚

画像㉔

近世戒律復興運動の祖師・楨尾山平等心王院西明寺俊正明忍の行業を伝える「明忍伝」は、堯遠不筌撰『開山明忍律師假名行状』（承応元年（一六五二）成、以下『假名行状』と略す）、深草元政撰『楨尾山平等心王院興律始祖明忍律師行業記』（寛文四年（一六六四）成、延宝二年（一六七四）版、および月潭道激撰『楨尾山平等心王院故弘律始祖明忍和尚行業曲記』（貞享四年（一六八七）成、元禄十六年（一七〇三）版、以下『曲記』と略す）が主要なものである。月潭は、寛文三年（一六六三）に平等心王院で自誓受戒した木津川現光寺中興雲松實道（一七〇三没）の懇請により『曲記』を撰述した。『曲記』の記述によると、その折、實道は収集した資料を持参し、月潭は、特に堯遠不筌（一六五三没）撰『假名行状』や、建仁寺松堂宗植（一二一四没）が朝鮮修文職として対馬に赴いた時の聞き書きを中心に編集した。

自誓受戒とは、仏菩薩の形像の前で自ら持戒の覚悟を仏菩薩に示し、大乘の菩薩比丘になると誓って受戒することをいう。鎌倉後期、覚盛、叡尊らによって『占察経』や『瑜伽論』、『梵網経』などを基に行われた通受自誓は、具足戒を三聚淨戒の摂律儀戒として同時に受けるというものである。またこの自誓受戒は、好相行を行い、好相を感得した上でしか行うことができない。

好相行とは、大乘菩薩戒を受けるに当り、過去に犯した過罪を発露し懺悔して心身清浄となるために仏からの好相を感得するまで続ける行で、『梵網経』第二十三輕戒に根拠がある。また好相の内容も同経卷下末の第四十一輕戒中の「好相者。佛來摩<sub>レ</sub>頂見<sub>二</sub>光華種種異相<sub>一</sub>。便得<sub>二</sub>滅罪<sub>一</sub>」（大正藏24）という一文や、最澄が『山家学生式』四条式で『梵網経』とともに自誓受戒の根拠とした『観普賢菩薩行法経』、さらに叡尊が『自誓受戒記』で好相の根拠の一つとした『大方等陀羅尼経』などに説かれる好相の内容が根拠とされた。明忍らは戒律復興に当り、この受戒法を踏襲したのである。

明忍は朝廷官吏中原氏を出自とし、慶長二年（一五九七、慶長四年説も）に出家し、同五年には戒律を学ぶため和州西大寺に赴き、同七年（一六〇

二）、梅尾山高山寺で同志の晋海・慧雲・友尊・玉圓らと共に自誓受戒、楨尾山平等心王院を律僧坊とすることに着手した。その後十一年（一六〇六）、宿願であった大陸での別受相承を目指し、同志に後事を託して出京、対馬で渡航の機会を待ったが、病を得、同十五年（一六一〇）六月七日、その地で客死した。

明忍の決意と熱意で始められた近世戒律復興は、隠元来朝に始まる黄檗の戒律伝播以前の内発的な仏教戒律復興運動であった。その後西明寺・神鳳寺・野中寺の「律の三僧坊」などを中心に自誓受戒と戒学修行が行われ、それぞれ末寺も発展し、例えば浄嚴覚彦・慈雲飲光ら真言系の高名な律僧も自誓受戒を行い、人々の救済や教導を行った。またこの戒律復興は天台宗比叡山安楽律の妙立慈山・靈空光謙らや寺門派の義瑞性慶、浄土律の靈潭性激・敬首ら、法華律の深草元政ら、また臨濟宗や曹洞宗にも伝播した。鎌倉期叡尊らの自誓受戒により仏菩薩から直接受戒した各宗派祖師に始まる戒律伝播が、実は近世期を通して、社会の発展の陰で日本人の信仰を支える役割を担っていたのではないか。今後、近世戒律復興運動について詳細かつ俯瞰的な研究が必要だと考える。

なお、月潭は近江彦根に出生、独照性円に参禅、共に長崎へ赴き、明から渡来亡命した高僧・隠元隆琦の会下に入り修学、二十年仕えた。その後、延宝元年（一六七三）独照に嗣法、元禄七年（一六九四）、北嵯峨の直指庵二世住持となった。

月潭は他宗律僧と多くの交流をもち、格式高い詩文と書跡とによって、多くの文章作成・筆記の依頼を受けた。その根底には、明忍らに始まる戒律復興と、黄檗がもたらした中国での受戒儀や僧制の知識・伝統とを、相乗して発展できるように尽力した月潭自身の誠意と努力があった。つまり月潭は、隠元のもたらした黄檗の戒律を含む文化が、明忍が切望しながらも果たせなかった大陸の戒学移入の実現に繋がるように、自覚的に行動したのである。

（高松）

## 【解題】月潭道激一斑

月潭道激の自撰自筆本はすべて真文であって、その内題は『槇尾平等心王院故弘律始祖明忍和尚行業曲記』であるが、これを収める木箱には「明忍和尚行業曲記」と墨書されている。この一卷は『明忍律師行業曲記』と表題され、槇尾山平等心王蔵版として版行されたが、それには付訓を施した「槇尾平等心王院故弘律始祖明忍和尚行業曲記」のほか「明忍大律師行業贊頌・晉海僧正讚・慧雲海律師讚・友尊空律師讚」、および「中興槇尾山西明寺俊正明忍律師塔銘」が収められていて、「塔銘」の巻尾に「元祿十六年歲次癸未季春穀旦／峩山直指嗣祖沙門道澄月潭和南撰文／遠孫比丘智本理澄雲松實道等全替首／百拜勒石／槇尾山平等心王院蔵版」とあるから、これが元祿十六年（一七〇三）春に版行されたものと知れる。

月潭道激は律法興隆の始祖たる俊正明忍の行業記を新たに撰述するについて、これを現光雲松大徳すなわち城南加茂覆養山現光寺中興開山松雲實道からの懇請によることを書中に明かしているが、それについて先学に、それは月潭が書画に優れた能書家だった故の依頼であったとする意見がある。しかしそれは到底首肯できない見解であって、月潭は貞享四年（一六八七）に『行業曲記』を撰し、ついで律法復興の先達として明忍・晉海・慧雲・友尊の四師を賛頌して以来、元祿十六年に『塔銘』を撰してこれを対州巖原豊満岳中腹山林に建塔し、さらに正徳二年（一七二二）には西明寺鐘樓堂の梵鐘銘をも撰しているのである。その長年にわたる一連の仕業の一端を見るのに、月潭が智本理澄・雲松實道らによる西明寺再興と明忍律師顕彰事業に協力していたことが窺い知れるからである。

元祿十四年四月、西明寺第十四代衆主長老智本理澄（一七一六没）は『槇尾山流記』〔日本における戒律伝播の研究〕所載を撰し、その冒頭に「大檀越／正二位内大臣征夷大将軍源綱吉公／母君桂昌院殿宗子夫人／槇尾山御再興之儀／元祿十二年己卯年八月日被仰出／本庄因幡守藤原宗資奉」と記し、同十三年正月より本堂新造・明忍律師厨子修覆・経蔵新造・庫裏新

造・鐘樓堂修覆が次々と成就したこと、六月二十三日の棟上には岩倉善峯寺の僧衆二名と今宮神社神主の来山があったこと、六月晦日には堂供養と布薩説戒を修し、本尊釈迦如来三十日間開帳を催したこと、さらに智本理澄が御礼言上のために新学の無寂房玄清を伴って八月十一日に槇尾を発ち、九月三日に三之御丸様すなわち大檀越桂昌院に對面し、三帰戒・大日真言・光明真言を授けたこと等々を詳細に記録している。この『槇尾山流記』のいう「槇尾山御再興之儀」とは、いうまでもなく俊正明忍が戒律復興のために西明寺に律幢を掲げたころの活況を再現することであって、それは智本理澄・雲松實道はじめ一山僧衆の悲願であったはずである。ために大檀越に桂昌院を迎えたのであるが、桂昌院の再興之儀を命ずる報を伝えたのは本庄因幡守藤原宗資すなわち桂昌院の実弟であり、棟上に宗門を異にする岩倉善峯寺の僧衆が来山していることから、西明寺による桂昌院の類縁に対する種々の接触勸奨があったことは明らかである。善峯寺は桂昌院が六歳のころ義兄善峯寺成就坊賢海のもとで母榮女とともに過ごした懐かしい寺であって、今はその大檀越なのである。

西明寺再興、それはすなわち興律の始祖たる俊正明忍の顕彰であるが、再興活動のため、桂昌院招請のためにも、それにふさわしい撰者による新たな明忍伝が必須だった。雲松實道が月潭道激に懇請した理由がそこにある。渡来僧隠元隆琦に寺領十萬坪を宇治に与えた徳川四代將軍家綱はほかならぬ五代綱吉の実兄であり、黄檗の和僧鉄牛道機を請じて江府に牛頭山弘福寺を、また小田原に長興山紹太寺を創建して春日局の霊を祀った小田原城主稲葉美濃守正則は、桂昌院恩顧の春日局の孫であり、綱吉自身も母桂昌院とともに萬福寺塔頭宝林院を創建した渡来僧喝禪道和を敬仰していたのであって、綱吉と桂昌院の周辺には黄檗尊重の気運が十分に醸成されていたのである。西明寺再興の趣旨を色濃く表出する明忍伝の撰者として隠元隆琦に二十年随従した月潭道激はまさに適任だった。

雲松實道が堯遠不筌撰『開山明忍律師仮名行状』等資料を持参する以前

から、月潭は弘律始祖として俊正明忍の行実を顕彰する意図を懐抱していたものと思われる。自筆の『明忍和尚行業曲記』に「頃歳建仁長老松堂植公承 鈞命赴職于對府以酌菴公於暇日躬探師舊蹟且令人物色之然歲月稍久無人能識適一華菴老僧以僊者年九十餘尚善記往事公就渠詢之曰」と建仁長老松堂植公すなわち對州修文職の幕命を承け瞎驢山以酌禪庵第三十四代輪番を勤めた松堂宗植から對馬における俊正明忍の事蹟を聴いているのである。いかにも面受による教示のような書きぶりである。月潭は十五歳の春に建仁寺で聴講して出塵の志を抱いたのであって、『心華刺録』卷五所載『直指月潭禪師行狀』、松堂宗植とは旧知であったはずだから、面受による教示として不思議はない。しかしそうだとすると不審が残る。松堂は三十四代輪番と四十三代輪番を勤めているが、三十四代輪番の任期は貞享三年三月から同五年三月（宗家文庫蔵『以酌庵輪番記』）であって、撰述を貞享丁卯歳（四年）嘉平月中浣日とする『明忍和尚行業曲記』の記載と齟齬を生ずる。松堂は任期を残して帰洛し、建仁寺長老位に就いたのであろうか。月潭自筆の『明忍和尚行業曲記』は、書名等々に手を加えられ、『明忍律師行業曲記』として版行された。自筆本は漢字だけのいわゆる真文であって、それは懐しい黄檗祖隱元の母語閩南語による読誦にも適うことを意図したものであるが、版本はこれに送仮名・返点・傍訓を施し、たとえば植を楨、為を爲、留を畱など字体を改め、また明忍が對馬に庵した条に、「然師心弗息留寓彼中結宇于府内官山茅谷之畔脩然居焉」とあるのを、「然<sup>レトモ</sup>師<sup>ノ</sup>心弗<sup>ス</sup>息<sup>マ</sup>畱<sup>ニ</sup>寓<sup>ス</sup>彼中<sup>ニ</sup>遂<sup>ニ</sup>結<sup>ニ</sup>宇<sup>ヲ</sup>于<sup>リ</sup>豐<sup>カ</sup>滿<sup>ノ</sup>岳<sup>ノ</sup>茅<sup>ノ</sup>壇<sup>ノ</sup>之上<sup>ニ</sup>脩<sup>ラ</sup>然<sup>トシテ</sup>居<sup>ス</sup>焉<sup>ニ</sup>」と改めている。しかしその改編を誰がしたか明らかではない。この植尾山平等心王蔵版『明忍律師行業曲記』の刊行は、西明寺再興が成功裏に成就したこと、それが大檀越桂昌院の懇篤な外護によることを内外に周知するものであった。

版本には「中興植尾山西明寺俊正明忍律師塔銘」を載せ、上引の識語が付されているが、對馬に現存する墓塔には、「元祿十六年歲次癸未季春穀旦義山直指嗣祖沙門道澄月潭和南撰文」の下に「含玉山房元定蘭谷和南纂

額書丹」の一行が刻まれている。月潭にとって墓塔建立は一華菴老僧以僊が「闍維之所不堅率堵只栽松樹一株而已」と語ったと松堂から聴いて以来の悲願だった。なお蘭谷は月潭の法弟で篆刻・書画はじめ諸芸に優れた禪僧であったが、師に先んじて逝った。その没年を元祿十五年とする説があるが一考を要しよう。

月潭を慈憑した現光寺中興雲松實道は西明寺で受具し、宇治田原の東陽山巖松院靈像寺三世を経歴した人だが、巖松院は西明寺で受具し、後に臨濟に転じた如雪文巖が律院として再興した寺である。その二世慈忍慧猛はのちに青龍山野中寺を律院として開いた人で、智本理澄の前代西明寺十三代本寂惠澄と同時に自誓受具している。慈忍の高足戒山慧堅は黄檗の鉄眼道光に祝髪を受け、曹洞の雲溪桃水に勸化せられ、巖松院を訪ねて慈忍に就き、野中寺三世を経歴して東方山安養寺を開山した人で、その法弟湛堂慧淑は月潭と終生親近した。月潭は十二歳の春に瑞石山永源寺主席の如雪に初謁して僧界に憧憬を抱いたのであるが、その如雪が師事した一絲文守もかつて西明寺で一夏を過ごしている。こうしてみると、西明寺と巖松院をめぐって宗門を超えた戒脉が縦横に連環していたと得心できる。以て月潭道激が西明寺再建に深く係わった因果の淵叢が諒解せられる。（関口）

#### 〔翻刻凡例〕

- 1 書名を含め、墨付には行頭に五行ごとの行通番号を付した。
- 2 可能なかぎり原文の表記を尊重し、たとえば茶毘が茶毘、庚戌が庚戌とあり、未・末、土・土・土、己・己・己などに混用があっても原文のままに翻刻した。
- 3 なお、翻刻文の素稿は関口が作成し、これを高松と協議・検討を重ねて成稿した。資料調査と写真撮影はすべて高松が単独で行った。

001 槓尾平等心王院故弘律始祖

明忍和尚行業曲記

律師法諱明忍初名以白俊正其字也產于平安城中原氏世為宦族師乃權大外記康綱九葉之孫也父諱康雄仕為少內記母某氏有淑德師生而穎異處群童中屹然如稚

005 松超乎兼葭不與之齊甫七齡父喜其聰慧命從高雄山晋海僧正俾習讀內外典伊吾上口不煩師授十一歲父喚囿家春三月擇吉初冠任少內記家兄某才藝劣于師故讓為世適師諳韻書善楷字以故每值禁筵聯句會必命師執筆揮灑敏捷四座驚嘆故有神童之譽十六歲擢補少外記右少史兩職留心于續承家學宦暇則補書舊記積成數十卷聲名藉々起縉紳間一日喟然嘆曰此身不實猶如芭蕉穹官峻爵亦奚足羨乎縱令才如卜商亦不過為地下修文郎不若學

010 浮屠法永期出離焉自是深厭世相齷齪時時登躡高雄問法於海公乃密門巨擘德行高峻公憫其有志于空門教誨罔倦至年二十一決意出家投海公雜染稟受瑜伽法行晨修夜勤不敢少懈至忘寢食海公指而語人曰此子吾家之精進幢也師復嘆曰佛

015 設三學戒為基本基本不立定慧何依思行利濟必固本根所恨此邦律幢人仆無人扶起吾儕忝廁緇倫豈忍坐視乎於是憤然奮志辭海公赴南京探古聖遺蹤繹先賢勝軌于時有僧寥海字慧雲者本係法華宗之徒自幼脫白智解斬然尤精止觀人咸稱觀行即慧雲之常視今世膺浮屠假佛法而饗貴富者不願與此輩頡頏遜跡於丹波山中採蕨充饑編蒲為業清淨自活積有年矣一日偶訪古蹟飛錫於和陽邂逅師于三輪山下

020 一傾蓋際恍若夙契及譚素志針芥相投遂偕入西大寺稟受尸羅寺乃興正大士之舊道場也大士戢化之後屋霜浸人僧風衰落然尚有一二耆德能說止持作犯師與雲公側聆席下而平生疑滯雪融冰解矣寺有僧全空字友尊者亦嗜律學感二師道誼之篤共締莫逆之交每會講筵必品坐評商而不覺夕陽之在樹矣慶長壬寅歲徙居於梅尾

030 蘭若與雲尊二公結伴於春日住吉二神前祈好相依大乘三聚通受法自誓受戒時師年二十七甲辰春於南京安養龍德戒藏諸院與雲公輪講行事鈔肇自佛涅槃前四日至臘月二十日講已徹矣其餘律典及後二戒學靡不研覈精微焉時三大部世未曾刊

035 戒學靡不研覈精微焉時三大部世未曾刊

040 戒學靡不研覈精微焉時三大部世未曾刊

045 戒學靡不研覈精微焉時三大部世未曾刊

語人曰此子吾家之精進幢也師復嘆曰佛

戒學靡不研覈精微焉時三大部世未曾刊

- 行唯有宋刻古本秘鎮名藍師徃借出手自  
 騰寫以備檢閱云梅尾之右有山彌植尾峰  
 巒環峙泉石清幽尤為絕勝曩弘法大師之  
 050 上足智泉法師權輿之地也當建治年間泉  
 之自性上人重興其廢後復燬于兵燹而金  
 碧之區鞠為楸翳之墟過其間者莫不盡然  
 悽心焉海僧正感師弘律之志乃就其故址  
 葺茅為廬延師棲焉施者漸集為建佛殿僧  
 055 寮淨厨等宇蔚為精藍結果立法一式舊制  
 四方學律之侶慕風駢臻僧正復慮衆多糧  
 乏乃割捨 東照神君所賜腴田若干畝永  
 充香積之資僧正亦謝寺爭入衆進具時南  
 060 京有高珍者粹篇聚之學師招之遞相講演  
 誘訓來蒙人皆謂嘉禎之風再振斯時矣丙  
 午歲師年三十一精神方壯愈勵扶宗之志  
 自思曰吾已遂通受自誓之願而未果別受  
 相承之望是為缺典仄聞大唐三韓佛法現  
 065 住名師碩匠代不乏人吁古人求法航海梯  
 山不憚艱辛吾何人斯敢不躡武繼芳乎於  
 是登高雄於大師像前恭修百座護摩法又  
 躬詣伊勢八幡春日三神祠告入唐求法之  
 願祈其冥護既而囑雲尊二公令攝衆軌範  
 孤錫翩然直赴海西雖道行旅宿而三衣一  
 鉢暫不離身息慈道依挾復從之初抵平戶
- 津次到對馬州奈國禁森嚴不許渡唐然師  
 心弗息留寓彼中結宇于府內宮山茅谷之  
 畔脩然居焉日常隨緣更無佗營饑則擊盂  
 075 丐食寒則補破蔽形清苦自守惟道是務里  
 俗欽風以為真苾芻僧也一日寄書於雲公  
 曰余自來此地幸獲無恙但異域佛法未飭  
 親探故留滯以待時緣倘有商舶可駕縱震  
 且不可徃得到三韓亦大幸也故山衆務全  
 賴公之維持只飭勵衆修道令法人住則余  
 080 在遐陬亦有何所慮哉且此間無經典可借  
 後便煩為寄來爭鈔并記等數部是所深望  
 也雲尊二公念師僑寓馬嶋綿歷數禩擬請  
 回山馳書訂以三年之約師答書曰前三  
 085 年之約乃是一期之施設也要識余之素願  
 則三字下加十方始可也竟弗旋後復寄云  
 邇聞異域律法大衰不足欽慕然余歸期未  
 定只宜一衆和合以復滿日依法行別受云  
 云每便所寄手札多用和字辞意諄々誠勗  
 090 新學未始一語及佗事矣馬嶋在西北渤溟  
 中寒沍苦甚因感疾久而弗瘳至庚戌復病  
 已革矣杪復五日遽索觚翰作遺海僧正書  
 曰經中所謂一日一夜出家受戒功德無量  
 况某出溥悠々塵海投入釋門已十餘年皆  
 095 是尊師訓導教化之力也欲報洪恩常自匪

勉寤寐未敢廢忘奈何愚願未遂報命遽盡

設使此生虛過而生々大願曷有窮已云々

初七日味爽知歿期稍瀨手執小磬槌敲坐

席驟唱佛彌願生安養忽有異香滿室酌醴

襲人復有紫雲似蓋者覆于所居屋上人皆

見而識其往生之明驗矣師復呼筆書曰我

此病苦須臾之爭彼清涼雲中與諸聖衆相

交則豈不大快樂哉八功德水七寶蓮池是

我所歸也既書訖加趺冥目泊然長逝雖當

105 溽暑容色不變道依遵治命用茶毘法從事

收靈骨擔道具棲々旋京槿阜一衆聞訃哀

慟如喪所親僧正亦接書泫然淚下綴和歌

悼之道依全衆擇某月日就本山建塔焉師

生于天正四年丙子寂于慶長十五年庚戌

110 六月七日報齡三十有五僧臘一十有五鳴

呼此邦自興正忍性二大士之後律燈熄燄

幾乎餘三百載惟師崛起澆末跂大志發大

願紐既絕之玄綱樹已倒之法幟自非大心

薩埵乘願輟而來則疇克爾耶惜乎赤縣之

115 遊未果清泰之歸何適倘使其齊興正之壽

則法化不行於閭浮而度人之籌可以溢于

石室木方榮而風折之悲夫雖然師之遺芳

餘烈凜然不墜自鶴林之夕迨今垂八十禩

其間俊彥之士相繼出其門者指殆不遑屈

120 其最者則王圓溪公長圓祐公空爾戒公本

乘空公良存圓公空印盛公全理燈公恕閑

覺公閑宿空公慈雲城公眞識圓公幻爾塔

公智鏡海公眞空阿公了運生公尊光如公

光影通公賴圓雄公存正然公行空然公本

125 寂澄公等亡慮若干人各皆通練三學信崇

四衆師之後裔可謂盛矣宜哉諸方禪林教

庠几尊奉毘尼者咸指槿阜為律虎之林與

夫紵麻靈芝易地則同歟嘗製自誓受戒血

130 脉圖興正下系讚辭曰并吞三聚長養戒身

耀法利生千古未聞此數句可謂能罄興祖

平生之梗槩也師於講律之暇喜閱往生要

集可知其居恒繫念於淨域奚啻梵行之芬

芳也哉昔大智照師有謂生弘律範死歸安

135 養前賢後賢其揆一也蒙曾隨喜槿山經藏

所鎮師手書聖典并講律日記等多是用龜

楮或取舊牘鱗背寫焉在馬嶋時所闡寫梵

網經跋尾云為俗廢忘草書粗紙非敢輕慢

佛語也昔日清貧介約雖文房四寶亦似乏

140 用而書寫不懈豈非精誠之所致耶至于捨

親愛純道業曾獲鄉母書未嘗啓讀纔頂戴

訖投諸屋外溪流與吾門曷鐵面故事可併

按焉又僧念正者嘗聞野山賢俊大德語曰

師在日有僧修曼殊洛叉法一夕假寐間夢



145 大士告曰你願見我生身即高雄法身院俊正是也觀師梵德精嚴悲願宏深散異馥於易簣之際煥祥光於屬纊之時則謂之五基

150 應化亦何疑之有哉頃歲建仁長老松堂植公承 鈞命赴職于對府以酹菴公於暇日躬探師舊蹟且令人物色之然歲月稍久無人能識適一華菴老僧以僊者年九十餘尚善記往事公就渠詢之曰某童時曾見忍師始從洛至托居府內宮谷後厭人緣稍譁又移茅壇每愛府治西南夷崎山水奇絕經行

155 其間鄉人不知其名但喚京都道者耳海岸精舍主僧智順欽師戒行往來密邇及圓寂後為立牌位至今尚存閣維之所不豎率堵只栽松樹一株而已茅壇四山採伐殆盡獨其一株合抱偃蹇翠色鬱然斧斤莫敢侵云

160 粵有現光雲松大德以師之嘉言懿行前哲所記攬拾有遺不能無歎于衷徵蒙修補始以菲才辭然再請弗輟嘉其念祖尚德暫不相忘因按故堯遠筌公所錄事實與松公所傳聞重為編次命曰行業曲記蓋曲細而記其爭也庶俾來裔喬有旣歆艷而自厲云爾

峇

165 貞享丁卯歲嘉平月中浣日

峇山沙門道激月潭和南謹撰

激

月潭  
氏

01 明忍律師行業讚頌

有大苾芻號俊正

間世英賢產京師

簪纓貴族康雄子

駿發恰類千里騏

童稚能通詩書典

錦心繡口富文辭

殿上聯句陪執筆

人皆拭目嘆奇姿

初冠擢掌右史職

咸稱克家寧馨兒

纔踰弱齡厭世相

生死海中期出離

一旦遁跡入雄嶠

抖擻塵緣脫鎖羈

欽慕瞿曇雪山古

採菓汲水忘勞疲

海翁為削周羅髮

授瑜伽法勤行持

精進室披忍辱服

深信戒為萬行基

因聽草繫鵝珠爭

舉止端慤合律儀

海翁感佗扶宗志

勸令游方學毘尼

辭海直赴南京裡

徧探聖蹟討名緇

只恨未值知己侶

單瓢到處覺淒其

忽逢慧雲從丹至

同聲相應奏埴篴

携手俱投西大刹

興祖塔下且棲遲

追憶嘉禎年遠事

却嗟祖道已陵夷

復遇友尊譚素志

眉毛厮結互鞭笞

更有耆宿諳篇聚

折節摳衣質所疑

四律五論能索隱

持犯開遮苦研幾

恒思尊盛晴嚴輩

常喜院內聚首時

又懷梅尾蘭若靜

移瓶同入清瀧涯

擬行自誓通受法

結壇懇祈瑞相奇

25

一羯磨得三聚戒  
身心皎潔驪珠輝

續紛華雨中墜  
髮鬢紫雲屋上垂

海翁因見律幢起  
感喜交集涕垂頤

須臾瞑目長逝去  
如入禪定貌熙怡

發意重興禎山廢  
為構精廬振宏規

享閻浮壽三十五  
何人不惜哲人萎

割捨膏腴充香積  
柴水便當更何虧

依老為主身後事  
遵竺國法就茶毘

徙居未幾畦衣萃  
終南聖制約無違

喪闋遙回禎峰寺  
舉衆聞訃不勝悲

健稚聲響空山裡  
樹石標界金繩圍

陸折轅兮河失筏  
茫々四輩更疇依

晨燈夕梵僧風肅  
半月布薩式靈芝

法身原無去來相  
戒月長輝照無私

三部疏鈔恒講演  
辯若懸河玉屑霏

歿後謾云八十禩  
遺風凜々動坤維

定有天人聽側耳  
義天朗耀迷雲披

翠琰不用鐫懿德  
星宿為銘天是碑

况是溪山氣清淑  
礪人精明增道禧

晋海僧正讚  
法海鯤鯨密林虎兕揭  
遍照燈傳眞濟璽

鮮脫香浮薈葛萼  
眞如月掛檜松枝

行門豁開道峰高  
峙職同碧公名騰帝里

雪覆千峰普賢境  
風鳴萬壑觀音機

神護鬱攸堂構悉燬  
几來游觀咸嗟荒圯

到者恍登耆闍窟  
高人棲息是攸亘

公克輸誠百廢俱起  
金碧參差一同厥始

師願未休在別受  
又欲航海訪明師

有伎明忍蘊藍青  
美扶樹律幢為如來使

新學徒衆囑雲友  
獨拉道依老息慈

公復讚成關禎山  
址割捨膏腴接濟多士

對州遙居北溟上  
千里鯨波涉險危

躬廁衆緇履行清軌  
內外良壇功績無比

擬越三韓過華土  
無奈國禁不飪之

晚歸舊廬考槃沒  
齒堅固法身山青水泚

島陰留錫經年人  
環堵蕭然沒人知

慧雲律師讚  
泉南界邑產竒支  
郎緇林翹楚佛宇棟梁

丐食常行頭陀行  
隨緣守道絕營為

二豎相攻不可醫  
酬謝深恩情見詞

何料苦修旋損體  
酬謝深恩情見詞

貌如雪檜氣烈秋  
霜連經七軸恒誦琅々

預知時至簡海老  
起坐羸然強自支

義天寥廓教海汪  
洋慧業雲湧德馨蕙芳

慶長杪復冀開七  
唱佛嘉號最孜々

深畏信施避蠱毒  
鄉翰晦丹壑與世相忘

手把輕槌頻敲席  
同諸聖衆會蓮池

木茹澗飲伴侶麋  
聲後遇忍祖克振頽綱

45

40

35

30

25

70

65

60

55

50

律壇帥衆為傾智囊終南風教憑公不揚  
暮齡養疾雄嶠借房形羸氣弱過午屏漿  
口唱佛號怡然而亡神超何所兜率上方

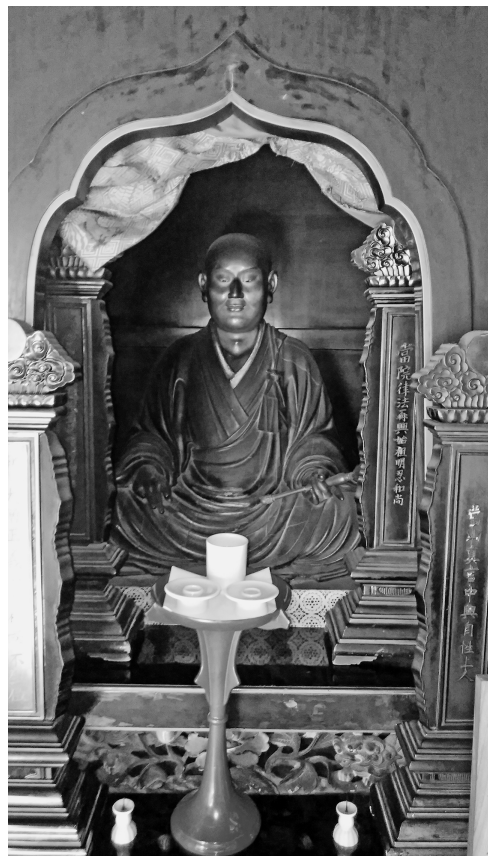
友尊律師讚

佛讚毘尼為大乘學勝鬘所宣金文赫奕  
甘蔗後胤孰不敬恪嗟彼狂愚徒自輕忽  
爰有尊師妙齡從釋緬出甲鄉雲遊南洛  
西大隸名久陪律席篇聚開遮礪精研覈

潔白戒身如九臯鶴偶會忍雲締交莫逆  
蔭高山松踞橫澗石志存無為共甘澹泊  
類彼應眞品坐自若一旦西歸四衆抱戚  
後八十春遺名藉と我為讚辭太虛丹腹

一字  
月潭

衝激  
之印



明忍律師座像（槇尾山西明寺蔵）

（せきぐち しずお 本学名誉教授）  
（たかまつ せつこ 名古屋大学大学院博士後期課程）